

## 函南町地球温暖化対策実行計画 平成29年度点検・評価結果報告

問合先/環境衛生課 (979-8112)

### 温室効果ガス排出量 基準年度比 21.1%減少

#### ○地球温暖化対策実行計画に取り組んでいます

町が管理運営する全ての施設から排出される温室効果ガスの削減を目的として、平成13年度に「函南町地球温暖化計画」を策定しました。

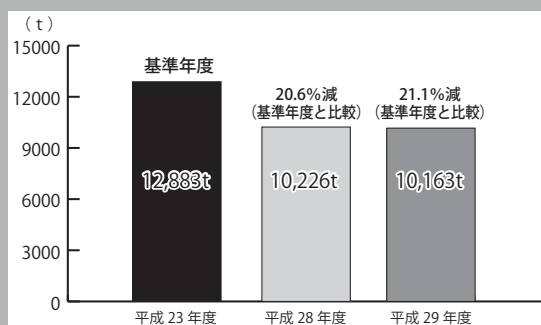
平成24年度に策定された第三次計画では、基準年度を平成23年とし、温室効果ガス排出量を基準年度比で6.8%削減することを目標としています。

#### ○温室効果ガス排出量 10,163t

町が管理運営する施設から排出された平成29年度の温室効果ガスは、基準年度(平成23年度)の実績12,883tに対して10,163tとなり、19.9%の減少となりました。

この温室効果ガス現象の要因は、廃棄物中の廃プラスチック混入割合が大幅に減少したことによるものと考えられます。

基準年度と直近の温室効果ガス排出量



※温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算量です

#### ○温室効果ガス削減にご協力をお願いします

温室効果ガスは、ごみ(特にプラスチック類)の焼却、電気やガスなどのエネルギー使用により排出されます。

町民の皆さんのご協力により温室効果ガスは減少しています。引き続き温暖化防止のため、電気やガスの省エネ、資源となるごみの分別、マイバックスの利用によるごみの削減など、さまざまな温暖化対策へのご協力をお願いします。

町でも、引き続き職員一人ひとりが温暖化防止対策に取り組み、ごみの減量、温室効果ガスの抑制に努めていきます。



## 「悪質な」住宅リフォーム工事 訪問販売に注意を!

問合先/函南町消費生活センター (979-8131)

突然お宅を訪問した業者が安価な金額で不要不急な住宅リフォーム工事を勧誘し、後から必要のない高額な工事を勧めてくる事案が多く発生しています。

トラブルに遭わないために次のポイントに注意してください。

わからないときは函南町消費生活センターへご相談ください。



### トラブルに遭わないために

#### 注意すべきポイント

- 1 突然の訪問に注意。安価な金額でもすぐに契約しない。
- 2 「無料点検します」「このままでは大変なことになる」「今なら安い」などの言葉にのらない。呼んでいない業者を家に入れたり、屋根に上らせない。
- 3 「近所で工事をやっている」と言われても安心しない。
- 4 高額な工事を勧められたら、必ず複数社から見積もりを取る。
- 5 断りきれずに契約してしまっても、契約書面を受け取った日から8日以内ならクーリングオフ(※)が可能。

※クーリングオフ…一定の期間内であれば無条件で契約を解除できる制度



## 2019年度 広報かなみの発行予定

問合先/企画財政課 (978-8101)

広報かなみは、毎月15日前後に発行しています。発行日が土曜日・日曜日・祝日と重なる場合は、日を前後して発行します。

| 号          | 発行予定日     |
|------------|-----------|
| 4月号(634号)  | 4月15日(月)  |
| 5月号(635号)  | 5月15日(水)  |
| 6月号(636号)  | 6月14日(金)  |
| 7月号(637号)  | 7月16日(火)  |
| 8月号(638号)  | 8月9日(金)   |
| 9月号(639号)  | 9月13日(金)  |
| 10月号(640号) | 10月15日(火) |
| 11月号(641号) | 11月15日(金) |
| 12月号(642号) | 12月16日(月) |
| 1月号(643号)  | 1月15日(水)  |
| 2月号(644号)  | 2月14日(金)  |
| 3月号(645号)  | 3月16日(月)  |

#### ○広報かなみ配架場所

役場、保健福祉センター、文化センター、知恵の和館、仏の里美術館、湯〜トピアかなみ、ごみ焼却場、西部コミュニティセンター、農村環境改善センター、ダイヤモンド管理事務所前、函南駅、大場駅、伊豆仁田駅、函南郵便局、フードストアあおき、町内のマックスバリュ、エース生鮮館、エブリィビックデイ、町内のコンビニエンスストア

#### ○その他

広報紙をスマートフォンへ配信しています。また、町ホームページで確認することができます。



## 障害がある人の 軽自動車税減免制度

問合先/税務課 (979-8109)

障害がある人のために専ら使用する軽自動車で、町の基準に該当する場合は軽自動車税が減免されます。減免を希望する人は必要書類を用意し、申請をお願いします。

また、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告手続きなどにはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示が必要です。

#### ○減免車両

障害者など1人につき軽自動車1台(自動車税の減免を受ける人は、軽自動車税の減免対象外)

#### ○減免対象

- ・障害者などが所有し、運転する軽自動車
- ・障害者などが所有し、生計を共にする人が運転する軽自動車(知的障害者、精神障害者、18歳未満の身体障害者は、生計を共にする人の所有でも可)
- ・障害者などのみの世帯で障害者が所有し、常時介護する人が運転する軽自動車

※障害者などとは…身体障害者・戦傷病者・知的障害者・精神障害者

※いずれも障害の程度などが一定の範囲に該当する場合

#### ○申請期間

4月5日(金)～5月31日(金)

#### ○必要書類

証明書類(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳)、印鑑、運転者の免許証、車検証、所有者のマイナンバーカード・通知カードなど

#### ○その他

- ・申請期間を過ぎると減免申請の受付ができませんのでご注意ください。
- ・昨年度、減免申請の手続きをした人には、4月上旬に減免申請手続きの案内を送付します。ご確認ください。